

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 3 1 5 号	清水新地 6 丁目 第 1 号線	北区清水新地 6 丁目 1 8 5 5 番 3 0	地先	
		北区清水新地 6 丁目 1 8 5 5 番 3 7	地先	
議第 3 1 6 号	楠 5 丁目 第 1 5 号線	北区楠 5 丁目 2 0 7 5 番 1 2	地先	
		北区楠 5 丁目 2 0 7 5 番 6	地先	
議第 3 1 7 号	沼山津 4 丁目 第 1 8 号線	東区沼山津 4 丁目 7 7 番 4	地先	
		東区沼山津 4 丁目 7 7 番 1 0	地先	
議第 3 1 8 号	御幸笛田 6 丁目 第 3 号線	南区御幸笛田 6 丁目 2 0 5 8 番 9	地先	
		南区御幸笛田 6 丁目 2 0 5 8 番 1 3	地先	
議第 3 1 9 号	戸島西 3 丁目 第 9 号線	東区戸島西 3 丁目 3 4 7 0 番 8	地先	
		東区戸島西 3 丁目 3 4 7 0 番 5	地先	
議第 3 2 0 号	小山 4 丁目 第 1 2 号線	東区小山 4 丁目 8 2 8 番 1 1	地先	
		東区小山 4 丁目 8 1 3 番 4	地先	
議第 3 2 1 号	小山 4 丁目 第 1 3 号線	東区小山 4 丁目 8 1 3 番 1 1	地先	
		東区小山 4 丁目 8 1 3 番 2 5	地先	
議第 3 2 2 号	小山 7 丁目 第 1 4 号線	東区小山 7 丁目 1 3 9 1 番 1	地先	
		東区小山 7 丁目 1 3 9 5 番 1 4	地先	
議第 3 2 3 号	梶尾町 第 1 1 2 号線	北区梶尾町 1 7 8 1 番 2 1	地先	
		北区梶尾町 1 7 8 0 番 1 8	地先	
議第 3 2 4 号	鶴羽田町 第 4 8 号線	北区鶴羽田町 1 1 3 6 番 1 1	地先	
		北区鶴羽田町 1 1 3 6 番 5	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第325号	孫代町	南区孫代町176番14	地先	
	第3号線	南区孫代町176番12	地先	
議第326号	並建町	南区並建町838番2	地先	
	第16号線	南区並建町844番6	地先	
議第327号	清藤	南区富合町清藤362番1	地先	
	第30号線	南区富合町清藤362番20	地先	
議第328号	志々水	南区富合町志々水418番3	地先	
	第16号線	南区富合町志々水418番7	地先	
議第329号	岩野	北区植木町岩野817番7	地先	
	第32号線	北区植木町岩野817番15	地先	
議第330号	保田窪5丁目	東区保田窪5丁目1145番2	地先	
	第4号線	東区保田窪5丁目1145番26	地先	
議第331号	島町3丁目	南区島町3丁目924番4	地先	
	第6号線	南区島町3丁目924番8	地先	
議第332号	渡鹿5丁目8 丁目	中央区渡鹿5丁目811番2	地先	
	第1号線	東区渡鹿8丁目537番30	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 道路整備